

7 桑監第21号
令和7年8月26日

桑折町長 高橋宣博様

桑折町監査委員 鈴木頼子 

同 佐藤久一 

令和7年度定期監査の結果について

のことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により、令和7年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告書を次のとおり提出いたします。

定期監査結果報告書

1 監査の基準

本監査は桑折町監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠し実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象会計

桑折町一般会計

桑折町国民健康保険特別会計（事業勘定）

桑折町後期高齢者医療特別会計

桑折町介護保険特別会計（保険事業勘定）

桑折町半田財産区特別会計

桑折町水道事業会計

桑折町下水道事業会計

(2) 対象範囲

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年5月31日までの間）

4 監査の方法

財務に関する事務が、法令に基づき適正かつ効率的に執行されているか、監査を実施した。

監査にあたっては、提出された資料を検査し、その中から監査対象事項を抽出、関係書類の提出を求め調査するとともに、担当職員から事業の概要の説明を受け、監査を実施した。

5 監査の実施期間

令和7年7月23日から令和7年8月5日まで

6 監査の結果

財務に関する事務執行は下記指摘事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。最小の経費で最大の効果をあげるよう運営の合理化を図っていただきたい。

7 指摘事項

令和6年度において、1件、過年度分の調定漏れがあった。